

高嶺小学校移転改築事業の入札不調解明のための調査特別委員会に対する調査権の委任に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ① 入札不調となった原因究明について
- ② 査定率の根拠について
- ③ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」関連の調査

2 調査権の委任

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、「高嶺小学校移転改築事業の入札不調解明のための調査特別委員会」（令和 4 年 12 月 23 日設置、令和 5 年 9 月 27 日委員定数変更決議により、現委員 10 名）に対し、地方自治法第 100 条第 1 項及び第 98 条第 1 項の権限を委任する。

3 調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、159,000 円以内とする。